改正育児・介護休業法、労働契約法等説明会のご案内

平成29年10月1日から改正育児・介護休業法がスタートします。保育園等に入れないなどの場合には育児休業期間が最長2歳まで再延長できるようになるほか、子どもが生まれる予定の方に育児休業等の制度などを知らせる努力義務が創設される等、育児をしながら働く男女労働者が、育児休業などを取得しやすい職場環境づくりを進めます。

また、改正労働契約法により、平成25年4月から契約が更新されている有期社員は平成30年4月から無期転換申込権が発生することを踏まえ、有期契約労働者の円滑な無期転換の準備を進めることが必要となっています。改正内容等について下記により説明会を開催しますのでぜひご参加ください。

1 日時 平成29年9月6日(水)

午前の部 10時00分~12時00分 午後の部 14時00分~16時00分

※午前午後と同内容で2回開催します。

- 2 会場 神戸市産業振興センター ハーバーホール (神戸市中央区東川崎町1丁月8番4号) ※会場案内図は裏面
- 3 定員 午前の部 397名 午後の部 397名
- 4 内容 (1)育児・介護休業法の改正点
 - (2) 労働契約法における無期転換ルール
 - (3) キャリアアップ助成金

等

- 5 主催 兵庫労働局
- 6 参加費 無料
- 7 申込・問合せ先 兵庫労働局雇用環境・均等部指導課 TEL:078-367-0820 〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1-1-3

※下記申込書により、9月1日(金)までに、ご参加の部に〇の上、Fax 又は郵送でお申込みください。
※定員に達した場合は締め切ります

切り取らずにこのままお申込みください

改正育児・介護休業法、労働契約法等説明会 参加申込書

〔午前の部 ・ 午後の部 〕参加の部に○をお付けください

兵庫労働局雇用環境・均等部指導課 行 FAX:078-367-3854

事業所名	電話	
役職氏名		

- ※ご来場の際は公共交通機関をご利用ください
- ※お申し込みの際にご提供いただいた個人情報は、本説明会の管理運営以外には使用しません

【会場案内】

神戸市産業振興センター

(神戸市中央区東川崎町1丁目8番4号 神戸ハーバーランド内)

JR「神戸」駅より徒歩約5分 神戸高速鉄道「高速神戸」駅より徒歩約8分 阪神電鉄「西元町」駅より徒歩約6分 市営地下鉄海岸線「ハーバーランド」駅より徒歩約5分



神戸駅前地下街(デュオこうべ)拡大図

